



## 慶祝金並びに弔慰金に関する規程

(目的)

第1条 この規定は、会則第34条に基づき、会員の慶祝並びに弔慰に対する本会の行為として、以下のとおり定める。

(慶事)

第2条 本会の区域に居住する会員が出産、及び、小学校に新入学したとき、慶祝金を贈呈する。

(弔事)

第3条 本会の区域に居住する会員が死亡したとき、弔慰金を支払う。

(支給の対象)

第4条 慶弔金の支払いの対象は、発生の時点に於いて対象となる会員が、本会に加入し、居住していることを、支給の対象とする。

(慶弔金)

第5条

慶 祝 金		弔 慰 金	
出産祝い金	1人につき 10,000円	香 典	1人につき 10,000円
新入学祝い金	1人につき 10,000円		

(雑則)

第6条 会員は慶弔金の請求を発生後速やかに申告しなければならない。万一、申告漏れが発生した場合は、発生後1年間を支払いの限度とする。

2 本規定の基準によりがたいと認められる事項は、四役会の議決をもって対応する。又、緊急を要する場合は、会長の判断により決定することができるものとする。

3 会員の家に同居する他人（親族でないもの）は、別途、会員として加入されたものが支給の対象となる。

(弔事の通知)

第7条 本会に於ける訃報の通知は、ご遺族の意志により、以下の通り取り扱う。

ア 会員が居住する同じ区内に対しては、戸別に訃報を通知する。

イ 会員が居住する同じ丁内の他の区に対しては、緊急回覧を持って通知する。

ウ 会員が居住する他の丁内については、通知の対象としない。

オ 訃報の通知については、ご家族の希望により、柔軟に対応するものとする。

付則

この規定は、平成元年2月1日より施行する。

平成19年6月16日 一部改正 (付則の追加)

平成28年1月17日 一部改正 正規程名称、(目的)、(慶事)、(慶弔金)の新設、  
慶祝金2項の新設、(弔事における西会館の使用)  
の廃止

平成31年1月13日 一部改正 (目的)、(支給の対象)、(雑則)の改正